退　職　所　得　課　税　の　見　直　し

役員等（※１）以外の人で、勤続年数５年以下の人は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の２分の１の額を課税の対象としていましたが、令和４年１月１日以降に支払を受ける退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち 300 万円を超える部分について、２分の１の額ではなく全額を課税の対象とすることとされます。

※１　法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。
なお、役員等については、勤続年数が５年以下の場合、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象となります。

【令和3年 12 月 31 日以前に支払を受ける退職手当等】

次のように計算した額が退職所得の金額となります。（千円未満切捨て）

●勤続年数5年以下の役員等に支払われる退職手当等

退職所得の金額＝退職手当等の金額－退職所得控除額（※２）

※２　①勤続年数 20 年まで⇒１年につき 40 万円
②勤続年数 20 年超⇒１年につき 70 万円

●上記以外の人に対して支払われる退職手当等

退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×２分の１

【令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等】

次のように計算した額が退職所得の金額となります。（千円未満切捨て）

●勤続年数5年以下の役員等に支払われる退職手当等

退職所得の金額＝退職手当等の金額－退職所得控除額

●勤続年数5年以下の役員等以外の人に支払われる退職手当等

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が 300 万円以下の場合

退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×２分の１

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が 300 万円を超える場合

退職所得の金額＝150 万円+退職手当等の金額－（300 万円+退職所得控除額）

●上記以外の人に対して支払われる退職手当等

退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×２分の１

例：従業員が勤続4年で退職し、従業員に対して 800 万円の退職金が支払われた場合、退職所得金額はいくらになるか。

＜計算式＞

退職所得金額＝150 万円+800 万円－（300 万円+160 万円）＝**490 万円**